

令和 8 年 8 月吉日

ご加入事業所各位

弘前商工会議所

「さくら共済」月額掛金の一部改定とそれに伴う規約改正について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当商工会議所の共済制度につきまして格別のご理解とご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本共済制度は、会員の皆様の万が一の備えと福祉向上を目的として、長年にわたり健全な運営に努めてまいりました。しかしながら、近年、共済制度を取り巻く運営経費の増加や外部環境の変化により、収支構造の改善が急務の課題となっております。

つきましては、共済サービスの長期的な維持と、より健全な運営体制を確立するため、誠に恐縮ではございますが、このたび下記の通り一部の年齢区分における月額掛金の改定およびそれに伴う規約の一部改正を実施させていただくこととなりました。

加入事業所の皆様にはご負担をおかけすることとなり大変恐縮ではございますが、諸事情をご賢察いただき、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

◆ 適用開始日 令和 8 年 11 月 1 日

※掛金の変更は 10 月 20 日（火）口座振替分より反映されます。

◆ 改定内容 56～70 歳の区分における掛金の引き上げ

◆ 変更後の掛金表 別紙（『弘前商工会議所生命共済制度規約』の変更について）参照
※掛金は、定期保険（団体型）の年度更新時における保険料率計算の結果、変更となる場合があります。

※『さくら共済』（入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付定期保険(団体型)+弘前商工会議所独自の給付制度（見舞金・祝い金・助成金制度））

以上

【定期保険（団体型）引受保険会社】

アクサ生命保険(株)

【お問い合わせ先】 ※詳細につきましては下記にお問い合わせ願います。

弘前商工会議所 総務財政課 共済担当 Tel 0172-33-4111

アクサ生命保険(株)弘前営業所 Tel 0172-33-5744

○『弘前商工会議所生命共済制度規約』の変更について

旧（現行） 別表第1（第4条関係）

（単位：円）

保険年齢	口数 性別	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口
15歳～55歳	男性	800	1,600	2,400	3,200	4,000	4,800	5,600	6,320
	女性								
56歳～60歳	男性	<u>1,058</u>	<u>2,116</u>	<u>3,174</u>	<u>4,232</u>	<u>5,290</u>	<u>6,348</u>	<u>7,406</u>	<u>8,340</u>
	女性	<u>854</u>	<u>1,707</u>	<u>2,561</u>	<u>3,414</u>	<u>4,268</u>	<u>5,121</u>	<u>5,975</u>	<u>6,743</u>
61歳～65歳	男性	<u>1,281</u>	<u>2,562</u>						
	女性	<u>958</u>	<u>1,916</u>						
66歳～70歳	男性	<u>1,630</u>	<u>3,259</u>						
（更新のみ）	女性	<u>1,083</u>	<u>2,166</u>						



新（改定後） 別表第1（第4条関係）

（単位：円）

保険年齢	口数 性別	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口
15歳～55歳	男性	800	1,600	2,400	3,200	4,000	4,800	5,600	6,320
	女性								
56歳～60歳	男性	<u>1,108</u>	<u>2,216</u>	<u>3,324</u>	<u>4,432</u>	<u>5,540</u>	<u>6,648</u>	<u>7,756</u>	<u>8,740</u>
	女性	<u>904</u>	<u>1,807</u>	<u>2,711</u>	<u>3,614</u>	<u>4,518</u>	<u>5,421</u>	<u>6,325</u>	<u>7,143</u>
61歳～65歳	男性	<u>1,331</u>	<u>2,662</u>						
	女性	<u>1,008</u>	<u>2,016</u>						
66歳～70歳	男性	<u>1,680</u>	<u>3,359</u>						
（更新のみ）	女性	<u>1,133</u>	<u>2,266</u>						

備考

- 掛金は、加入時又は更新時に、11月1日現在の年齢に応じて決定する（年齢は、満年齢で計算し、1年未満の端数は、6箇月を超えるものについては切り上げて1年とし、6箇月以下のものについては切り捨てる）。
- 掛金は、定期保険（団体型）の保険料率計算の結果、変更となる場合がある。

規約条文（附則の追加）

旧 条 文	新 条 文
	<u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>12 別表第1（第4条関係）の一部改正</u> <u>は、令和8年11月1日から施行する。</u>

以上